

住居確保給付金 (転居費用補助) のしおり

鎌ヶ谷市
令和7年4月

1 住居確保給付金（転居費用補助）とは 確認欄 ☐

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、家計改善の支援において転居により家計が改善することが認められる方に対して、転居費用相当分の住居確保給付金を支給します。

《支給額》 下記を上限として支給（初期費用等＋引越費用等）

159,000円（単身世帯） 171,000円（2人世帯）

186,000円（3人世帯） 198,000円（4人世帯）

※5人世帯以上はお問い合わせください。

《支給方法》 初期費用については、鎌ケ谷市から不動産仲介業者等へ支払います。

運搬費用等に関しても原則、鎌ケ谷市から引越業者へ振り込みます。

支給額より超えた分に関しては受給者の自己負担となります。

2 支給を受けるには、次のような支給要件があります 確認欄 ☐

申請時に以下の①～⑧の全てに該当する方が対象となります。

① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。

② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の金額以下であること。

※ 収入は、給与、事業収入のほか、公的年金、仕送り、失業等給付、傷病手当金等を含む。

※ 給与は、交通費を除いた総支給額（社会保険等は控除しません。）。自営業の場合は、経費を差し引いた後の額。公的年金は、税金等を差し引く前の総支給額。

1世帯あたりにおける収入基準額表

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額（上限）
1人	81,000円	41,000円	122,000円まで
2人	123,000円	49,000円	172,000円まで
3人	157,000円	53,000円	210,000円まで
4人	194,000円		247,000円まで
5人	232,000円		285,000円まで

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が、次の表の金額以下であること。

※ 金融資産は、預貯金、現金、債券、株式、投資信託等をいう。なお、負債がある場合は、金融資産と相殺はしない。

1世帯における資産基準額表

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ 鎌ヶ谷市生活支援相談窓口にて家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

ロ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する転居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

3 対象経費について 確認欄 ☐

転居費用補助の支給対象・対象外の手費は以下のとおりです。

支給対象となる経費	支給対象外の手費
・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料等） ・転居先への家財の運搬費用 ・ハウスクリーニング等の原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に支払う家賃（前家賃） ・家財や設備の購入費

4 支給方法 確認欄 ☐

支給方法は、経費に応じて次の①又は②のとおりです。

- ① 転居先の住宅に係る初期費用
鎌ケ谷市から不動産媒介業者等の口座へ直接振り込みます。
- ② ①以外の経費（家財運搬費用等）
原則、鎌ケ谷市から業者等の口座へ直接振り込みます。
業者の都合等でやむを得ない場合は、受給者の口座へ振り込みます。

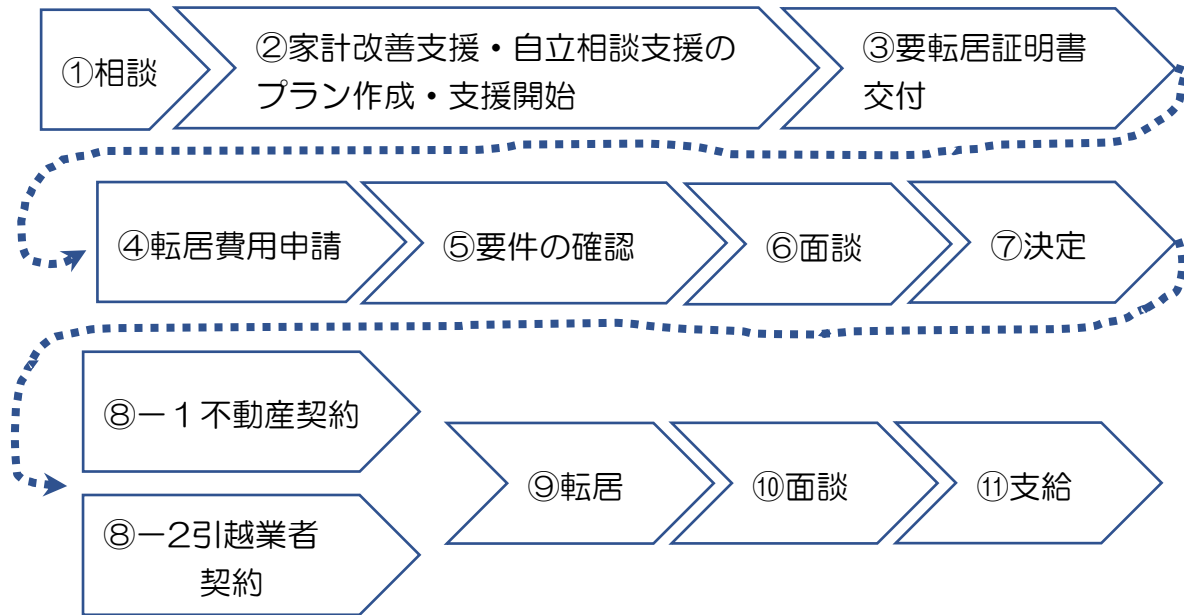
5 住居確保給付金を返還していただく場合があります 確認欄 ☐

住居確保給付金の支給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明したときは、受給者にすでに支給した住居確保給付金を徴収することとなります。

6 再支給について 確認欄 ☐

受給者が転居費用補助の受給後に、同一の世帯に属する者の死亡、又は同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、2の支給要件に該当する方は再支給することができますので、その時点で居住している市町村へお問い合わせください。

7 手続きの流れ



① 家計改善支援・転居費用補助の相談

家計の状況についてのご相談をお聞かせください。

- ・家計状況を把握するために、現在の収入や支出状況を確認します。
- ・カードの利用明細や通帳の写し、債務状況の分かる書類をご提出いただきます。

② 家計改善支援・自立相談支援のプラン作成・支援開始

家計の見直し等のお困りごとを一緒に整理し、解決に向けたプランの作成と支援を行います。

- ・家計支出を改善し、家計管理能力を高めることが出来るように「家計計画表」「キャッシュフロー表」の作成を行います。
- ・家計改善のために転居が必要であること及び転居費用の捻出が困難であることを確認し、転居先の目安となる家賃額を示します。
- ・退去に係る費用の見積書を提出します。

③ 要転居証明書（様式10）の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合に交付されます。

④ 転居費用補助の申請

申請に必要な書類を提出します。※別紙参照

⑤ 要件の確認

必要書類の確認をさせていただきます。

家計改善支援員から示された家賃額を目安に、不動産仲介業者等で転居先をご自身で探し、見積もりや入居予定日について調整します。また、引越業者等の見積もりや日程についても調整をします。

※ 初期費用等の支払いは、市役所から不動産仲介業者等へ行いますので、支払い期限や入居予定日、賃貸借契約日等の調整をお願い致します。

⑥ 面談

家計改善の様子を確認します。

また、不動産仲介業者等と引越業者等の見積書を提出します。

⑦ 審査・決定

審査後、決定内容について申請者へ「住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）」郵送します。

⑧－１ 不動産仲介業者等と契約

⑧－２ 引越業者と契約

各業者と契約をします。

⑨ 転居

転居を行います。

⑩ 面談

- ・家計改善の様子を確認します。
- ・不動産仲介業者等と引越業者等の請求書を提出します。
- ・入居日から７日以内に、賃貸借契約書の写し、新住所の住民票の写しを提出します。

⑪ 支給

市役所から不動産仲介業者等及び引越業者へ支給を行います。

※差額が発生する場合は、自己負担となります。

※ あくまで一例の流れなので、個々の状況に応じて変更となる場合もあります。
予めご了承ください。

7 住居確保給付金 家賃補助について

確認欄



転居費用補助以外に、毎月支払う家賃についてお困りの方は家賃補助があります。

離職や廃業又はやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給要件に関しては、別途お問い合わせください。

お問い合わせ先

〒273-0195

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

鎌ケ谷市役所 総合福祉保健センター 4階
健康福祉部 社会福祉課（生活支援相談窓口）

TEL：047-445-1141（代表）内線：563、705
：047-445-1266（直通）

FAX：047-445-2113

メール：seikatusien@city.kamagaya.chiba.jp